

盛岡広域振興局長告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年6月5日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1（1）路線名 盛岡横手線
  - （2）供用開始の区間 盛岡市長田町3番6地先から2番15地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成30年6月5日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで
- 2（1）路線名 本宮長田町線
  - （2）供用開始の区間 盛岡市材木町3番21地先から長田町2番16地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成30年6月5日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成30年6月5日から同年7月5日まで